

# 入札公告

## 物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年4月21日

東広島市長 藏田 義雄

### 1 入札に付する事項

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成28年度保育所等入所児童の尿検査業務          |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0003                    |
| (3) 物品・委託役務内容   | 東広島市内の公立保育所等に入所する児童の尿検査を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から平成28年12月31日まで       |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 市内公立保育所等（27施設）                |
| (6) 予定価格        | 非公表                           |
| (7) 最低制限価格      | なし                            |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                        |
| (9) 入札区分        | 紙入札                           |
| (10) 契約種別       | 複数単価契約                        |

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	医療>臨床検査
イ 法令等による登録等	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に基づく衛生検査所登録において「検査業務の内容」を生化学的検査とする登録を受けていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

### 3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円単位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。

(6) 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。

#### 4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年4月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年4月21日～ 平成28年5月18日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年4月21日～ 平成28年4月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。  こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 ファックス番号 082-422-6669  質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年5月11日～ 平成28年5月18日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年5月16日～ 平成28年5月17日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年5月18日 午前10時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

#### 5 入札書の様式

本公告に係る入札書は、複数単価契約入札書（平成28年4月21日公告・平成28年度保育所等入所児童の尿検査業務）とする。  
本入札書の様式は、東広島市ホームページ（本公告掲載ページ）からダウンロードできる。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 平成28年度保育所等入所児童の尿検査業務仕様書

### 1 目的

保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）入所児童の健康保持増進及び衛生管理を図るため、尿検査業務を行うもの。

### 2 履行場所

市内公立保育所等（27施設）

### 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から平成28年12月31日まで

### 4 検査対象施設及び人数

別紙「施設及び人数一覧」のとおり

### 5 業務内容

- (1) 尿検査は保育所等入所児童を対象に行い、検査時期は6月及び10月とする。
- (2) 容器は別紙一覧の各保育所等を巡回して検査日の2週間前までに送付し、保育所等と協議決定した回収日に保育所等を巡回して回収をし、速やかに検査を実施する。採尿パックは尿カップで採取できない児童に対して配布すること。
- (3) 検査項目は蛋白・糖・潜血の3項目とし、半定量検査を実施すること。
- (4) 回収日は保育所等ごとに2回を限度に計画すること。
- (5) 回収日以外の検査は、保育所等と協議のうえ日程調整等を行い、原則受注者が検体を回収するものとする。
- (6) 検査後は、報告書を2部作成し、1部は保育課に1部は各保育所等へ速やかに送付するものとする。保育課提出用の検査結果は保育所等別に各検査項目の検査人数及び有所見者数を記載したものとする。また保育所等提出用の検査結果は、個人別に結果を記載したものとする。
- (7) 検査に使用する容器等は、必要数分に若干の予備を含め各保育所等へ送付するものとし、そのときにかかる費用は受注者の負担とする。

### 6 単価契約と発注予定数量について

- (1) 本契約は履行番号ごとに契約単価を定める単価契約とする。履行番号1は基本となる尿検査に要する費用の単価とし、検査を行う全児童に適用するものとする。履行番号2は採尿パックによる検査を行う場合における追加費用の単価とし、カップによる採尿が困難な児童に対して採尿パックを用いたときに適用するものとする。
- (2) 履行区分ごと発注予定数量は別紙に示すとおりとする。
- (3) 履行数量（発注予定数量）は予定であり、実施の業務履行にあたっては変動がある。ただし、発注予定数量を上限とし、その2割を超えない範囲で減少する場合がある。履行の過程において、や

むを得ず履行数量が発注予定数量の2割以上の減となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む。）について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。

## 7 委託料の計算方法

(1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

(2) 本業務の委託料の計算方法は次の①又は②に示すとおりとする。

①消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

履行番号ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該額の100分の8に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算して計算した額。

②消費税等に係る免税事業者の場合

履行番号ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額を合計した額。

## 8 留意事項

(1) 業務受注者は、検査の結果、業務に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに通知するものとする。

(2) 本業務の検査を行うものは、法令の定める資格を有する者が行う。

(3) その他本業務の遂行上、必要と認められる事項については、協議のうえ定めるものとする。

(4) 業務受注者は、この検査業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。業務が終了し又は解除された後においても同様とする。

(別紙)

## 施設及び人数一覧

番号	施設名	住所	検査対象 人数	履行数量 (発注予定数量)	
				(履行番号1) 尿検査	(履行番号2) 採尿パック
1	東広島市立寺西保育所	東広島市西条町寺家 7735-3	107	3,670回	900回
2	東広島市立西条東保育所	東広島市西条西本町 11 - 24	108		
3	東広島市立板城保育所	東広島市西条町森近 966 - 1	98		
4	東広島市立郷田保育所	東広島市西条町郷曾 1133 - 2	75		
5	東広島市立円城寺保育所	東広島市西条町御藪宇 6975	103		
6	東広島市立吉川保育所	東広島市八本松町吉川 351 - 1	28		
7	東広島市立原保育所	東広島市八本松町原 6782 - 1	74		
8	東広島市立川上西部保育所	東広島市八本松南 2 丁目 3 - 1	103		
9	東広島市立川上東部保育所	東広島市八本松町正力 1441 - 1	79		
10	東広島市立川上中部保育所	東広島市八本松飯田 2 丁目 17 - 5	85		
11	東広島市立高屋東保育所	東広島市高屋町高屋東 632 - 1	79		
12	東広島市立小谷保育所	東広島市高屋町小谷 1694	66		
13	東広島市立造賀保育所	東広島市高屋町造賀 3686	54		
14	東広島市立高屋中央保育所	東広島市高屋町中島 407	130		
15	東広島市立志和堀保育所	東広島市志和町志和堀 839 - 6	29		
16	東広島市立板城西保育所	東広島市黒瀬町小多田 438-1	33		
17	東広島市立上黒瀬保育所	東広島市黒瀬町南方 1411	61		
18	東広島市立乃美尾保育所	東広島市黒瀬町乃美尾 2131	59		
19	東広島市立中黒瀬保育所	東広島市黒瀬町丸山 1453-4	139		
20	東広島市立暁保育所	東広島市黒瀬町津江 857	80		
21	東広島市立木谷保育所	安芸津町木谷 1218	24		
22	東広島市立三津保育所	安芸津町三津 5545-2	20		
23	東広島市立風早保育所	安芸津町風早 367-3	53		
24	東広島市立 認定こども園くば	東広島市福富町久芳 3327	31		
25	東広島市立 認定こども園たけに	東広島市福富町下竹仁 534-2	24		
26	東広島市立 認定こども園とよさか	東広島市豊栄町鍛冶屋 577-1	52		
27	東広島市立河内西保育所	東広島市河内町河戸 802-2	41		